

< 認証に関する事項 >

認証契約を締結した期日 及び認証番号	平成 20 年 6 月 3 日 HKJP08002
被認証者の氏名又は名称及び住所	三元バルブ製造株式会社 大阪府藤井寺市道明寺 3-3-5
認証に係る日本産業規格の番号 及び日本産業規格の種類又は等級	JIS F 7426 玉形弁及びアングル弁（呼び圧力 20K に限る。） ねじ締め逆止め玉形弁及びアングル弁 （呼び圧力 20K に限る。） 仕切弁 JIS F 7505 玉形弁及びアングル弁 ねじ締め逆止め玉形弁及びアングル弁
鋳工業品の名称	船用鋳鋼弁 船用球状黒鉛鋳鉄（ダクタイル鋳鉄）弁
認証の区分	認証に係る日本産業規格の番号及び種類と同じ
認証に係る工場又は事業場の名称 及び所在地	三元バルブ製造株式会社 本社工場 大阪府藤井寺市道明寺 3-3-5
法第 30 条第 1 項の表示として表示する 事項及びそれに付記する事項	① JIS マーク（直径 5 mm 以上の刻印に限る。） ② 登録認証機関の略号（HK の刻印に限る。） ③ 日本産業規格の番号 ④ 種類（船用鋳鋼弁に限る。） ⑤ 認証取得者の略号（会社の商標マーク） ⑥ 製造業者名又はその略号（⑤の略号と同じ） ⑦ 呼び圧力及び呼び径 ⑧ 製造年月又はその略号 ⑨ 流れ方向の矢印（仕切弁を除く。） ⑩ 弁棒の頭部に十字の表示 （ねじ締め逆止め弁に限る。） ⑪ 弁箱、ふたの材料の略号 （ダクタイル弁に限る。） ⑫ 認証番号

表示方法及び付記方法	単位	1 製品ごと
	場所	弁箱：①、②、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑪ 外面：③、④、⑫ 弁棒：⑩
	付し方	弁箱：刻印又は鑄だし 外面：証紙若しくは荷札 弁棒：頭部に十字の溝を切り墨入れ
認証に係る法の根拠条項		産業標準化法 第 30 条第 1 項